

ALL-Sカード特約

第1条（年会費）

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌々月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に静銀セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等）(1)①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失された場合でもお返しません。

第2条（カード規約）

本カードについては、静銀セゾンカード規約及び本特約が適用されます。静銀セゾンカード規約と本特約の両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第3条（本規約の変更等の準用）

静銀セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、静銀セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。